

第55回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録

日時：令和2年2月17日（月）10:30～11:15

場所：議会東棟 第2面会室

【事務局】

本日は、岐阜県国土利用計画審議会の御案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第55回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

まず最初にお詫び申し上げます。

都市建築部長の船坂ですが、本日は所用により出席できなくなりましたので、都市建築部次長の山口が代理出席させていただきます。

それでは、都市建築部山口次長からご挨拶申し上げます。

【都市建築部次長】

(あいさつ)

【事務局】

それでは、議事に入る前に定数の確認をいたします。

本日の審議会には15名中10名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。また、報道関係者が1名傍聴されますことをご報告いたします。

また、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、大野会長よろしく申し上げます。

【大野会長（議長）】

ただいま、事務局から説明のありましたように、私が議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、運営規程において、審議会の議事録について、会長及び会長が指名した委員2人が署名することとなっておりますので、会長が指名する委員として、山村委員と桐山委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。「土地利用基本計画の計画図の変更（案）について」の案について、事務局から説明願います。

議事1 「土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について」

【事務局】

(土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について説明)

【大野会長】

ただいま事務局から説明がありましたけれども、岐阜県土地利用基本計画（計画図）の変更について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

【川合委員】（整理番号6）

ソーラーの設置に関する件ですが、近年、山の中でソーラーの設置による土砂崩れ等が起

こるという現象が出てきたりしています。近くに遊水地や家もありますから、土砂止めなどの防災対策をしっかりとしていただきたいと思います。

【事務局】

ただいまの件につきましてですが、近年、県内でも太陽光発電施設の設置は増えてきております。太陽光発電施設を設置するにあたっては、設置場所が森林法に基づく森林内であれば林地開発許可において、防災施設の設置等の審査を行っております。森林法の適用を受けない場合は、県の土地開発事業の調整に関する規則に基づき、林地開発許可と同等の基準により防災施設の設置について審査を行っております。

【大野会長】

今回の太陽光発電施設の設置場所は、近くに既に太陽光発電施設が設置されており、それに隣接して設置されたということでしょうか？

【事務局】

既に設置されている太陽光発電施設に隣接して設置されたということになります。

【関委員】

現在、県土面積の約3割が複数の地域が重複して地域指定されているということですが、例えば森林地域と農業地域に指定されていると、どちらの地域の制約条件が重視されるのでしょうか？基本的には厳しい方の条件が優先されるのでしょうか？

また、重複に指定されるのはどの地域とどの地域が重複していることが多いのでしょうか？

【事務局】

地域が重複して指定されている場合につきましては、県の土地利用基本計画の中で、どちらの土地利用を優先するのか調整指導方針を示しており、その方針に基づき土地利用を図っていくこととなります。

また、重複している地域についてですが、森林地域と他地域や都市地域と農業地域の重複が多くなっています。

【高殿委員】（整理番号9）

射撃場の件ですが、射撃場を作るにあたって、非常に丁寧に周辺住民に説明をされたと伺っている。また、鉄砲を撃つため安全性への配慮やまた、沈砂池についても、防水シートの設置なども非常にしっかりとやられていると聞いている。環境にも配慮した非常に良い事例であると思う。

【桐山委員】

この射撃場は、今までなかったものを新たに作られたということか？

【高殿委員】

射撃場は高山市内にあったが、周囲に住宅地があるなど安全性の面や、また長い距離を撃

つ練習ができるなどのことも考慮して、この場所に移設されたと聞いている。移設にあたって非常に丁寧に説明を行って進めたと聞いている。

【大野会長】

ご意見も尽きたようですので、質疑を終了させていただきます。それでは岐阜県土地利用基本計画の計画図の変更については、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の発言）

【大野会長】

ただいまから答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いいたします。

（答申文案配付）

答申文を本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

【大野会長】

それでは、岐阜県土地利用基本計画図の変更について、本案のとおり本日付けで答申させていただきます。

これをもちまして第55回岐阜県国土利用計画審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。